

戦後宮古の軌跡(概要) ～文化活動・民衆運動を中心に～ 第二部 民衆運動

仲宗根 將二

1. あのころの宮古教職員会

1959年9月、一昼夜にわたって吹き荒れた台風14号サラは、宮古の伝統的な家屋の大方を吹っ飛ばしてしまった。そのころ沖教組宮古支部の前身である宮古教職員会の事務局は、西里通りに面した赤嶺印刷所の横の奥深い門を入ったところの、木造平家の一隅にあった。当時の役員は会長与那覇春吉、副会長平良寛、池村一男、事務局長宮国泰良、教職員共済会専事長浜恵信先生らであった。このうち常勤しておられたのは宮国、長浜の両先生であった。

近くにかなり大きな養鶏場があつて、雨天のときは大変な悪臭をただよわすところであった。そこへ幼・小・中・高の校長、教頭をふくむ多くの教職員が常時出入りしておられた。教職員会が初めて募集した懸賞創作の入選者を、機関紙「教育時報」が発表したのもサラ台風の年の新年号であった。本村武史氏らが審査にあたり、平良新亮、松原清吉、砂川明芳氏らが入選したようにおぼえている。今では周知の方々ばかりであるが、当時は1、2度お眼にかかったかどうか、なかにはまったく面識のない方もおられた。

事務局が新装なる教育会館に移ったのは同年11月3日、落成式は15日である。周辺には二階建てどころか、コンクリートの家は一軒もなかったように思う。白亜の二階建ての階上手すりには「宮古教職員会館」と、白地に黒で大きく表示されていて、かなり遠くからでもめだつてみえた。教職員の生活と権利を守り、教育運動推進の

拠点であるばかりでなく、祖国復帰、平和、民主主義、宮古におけるあらゆる大衆運動は、ここを中心に展開された。

1960年4月28日、沖縄県祖国復帰協議会宮古支部結成、初の統一メーデー、6月増税反対財源獲得共闘会議結成、11月立法院議員選挙、1961年8月宮古原水協結成、へき地教育連盟宮古支部結成、11月教公二法阻止地域懇談会始まる、1962年1月米軍通信基地反対運動、3月サトウキビ代値上げ闘争・労農共闘へ発展、6月全通弾圧反対共闘会議宮古支部結成、7月文部省学力テスト反対運動、10月立法院選挙革新共闘民主団体会議宮古地区会議結成、1968年「主席」公選をかけた三大選挙、1970年、戦後初の国政参加選挙、1972年5月へ向けた「核も基地もない完全復帰」を要求する壮大な祖国復帰運動など、宮古地区のあらゆる教育運動、大衆運動に教育会館が果たした役割りを忘れてはならないだろう。勿論のこと、それを惜しみなく提供し、自らも参加した宮古教職員会(1971年10月教組移行)についてもである。

会館落成後は場所の便利さも手伝って、毎日のように出入りさせてもらい、さまざまな御指導をいただいた。毎日役員はじめ多くの教職員、それに民主団体・労組の活動家が入り込んでいるのである。時には階下の座敷で徹夜して議論をしたこともある。とくに宮国事務局長には大変お世話になった。それだけにいろいろと御迷惑をおかけしていたのではないだろうか。あのころの話題が出るごとに冷

汗三斗の思いをしている。お酒の好きな事務局長は、夕闇せまるころともなると机上に急須と湯飲み茶碗を持ちだして、まるでお茶でもたしなむ風情で精勤しておられた。「事務局長、どうして水ですか」よく無粋な問いかけをしたものだ。教育会館向いのレストラン・クルの位置は当時木造赤瓦の民家であった。事務局長はその一室を借りうけて、雑誌『週刊宮古』を創刊された。5時退庁時を過ぎると、各労組・民主団体の役員、活動家が三三五顔を出す。ほどよい時間をおいて事務局長はじめ教職員会の若手の役員、活動家も移動してくる。かくて教育・労働問題はもとより祖国復帰運動、「琉球政府」、平良市政……と、談論風発。宮古中のあらゆる革新運動の情報が集中していたのではなからうか。時には『週刊宮古』の紙面に反映したりしたものである。

そのような御縁で、機関紙「教育時報」の専任担当者が独立して週刊誌を出すことになったとき、後任にこないかとお誘いをうけた。こうして1964年7月事務局入りした。このころ既に宮古連合区教育長に就任、会長をおやめになっていた与那覇春吉先生から激励の電話をいただいた。その日の夕、早くも有無を言わず夕食会まで開いていただいたのである。当時レストラン・クールは今の「もとむらブックセンター」の場所で木造2階建て、クール食堂とあっていった。2階の奥まった部屋へオズオズと入っていくと、与那覇先生ばかりか、砂川恵敷、松川恵伝、長浜恵信、田場恵清の諸先生が囲碁に興じておられた。顔を見合わせた途端、「ナカソネ君、遅いゾ！」と声をかけたのは長浜先生であった。すっかりあがってしまい、何を御馳走してもらったのか、帰ってからいくら思いだそうとしても思い出せなかったことを、よくおぼえている。生涯忘れることのない記念すべき夜である。その後とも与那覇先生にはいろいろ

ろと眼をかけていただいた。当時の宮古連合区は与那覇教育長のもと、次長池村一男、管理主事花城朝男、指導主事譜久村寛仁、松原清吉、社教主事平良恵亮の諸先生がおられた。学校訪問のつど声をかけていただいたし、狩俣小の教え子新里金福氏の『沖繩の思想』出版祝賀会の音頭をとるなど狭気の強い方であった。『宮古教職員会20年史』には明芳先生と一緒に聞いた話が少なからず反映している。

事務局入りしたときの役員は、会長与那覇寛長、副会長大川恵良、山内朝源、事務局長宮国泰良、教文部長池間信男、共済部長砂川禎男、政経部長池村正義、編集部長砂川明芳、校長部長安谷屋盛良、婦人部長砂川キヨ、青年部長下地康夫、高校部長安谷屋玄長の諸先生方であった。その年のうちに事務局長は池村正義、政経部長は池城恵正先生に変わった。10年近くつとめさせていただき、退職してからも早や15年近くなる。その間に故人になった方もおられる。この機会に心からの御冥福をお祈りするとともに、御存命の方々にはいっそう御壮健で御活躍されますよう、念願する次第である。

併せて新教育会館が教職員会の伝統をうけつぎ、教職員の生活と権利を守り、教育運動はじめ平和と民主主義の拠点として大いに発展することを期待するものである。

（「宮古教育会館建設記念誌」一九八九・一・二八）

2. 映画「カメジロー・沖繩の青春」上映

「カメさん」の愛称で親しまれる瀬長亀次郎氏と、彼を支えた県民の一九五〇年代のたたかいを中心に描いた、映画「カメジロー・沖繩の青春」が宮古でも上映される。

瀬長亀次郎氏は周知のように、戦後の米軍全面占領下、沖繩人民党の創立に参画し、のち那覇市長、立法院議員、衆院議員六期つと

めた、沖縄戦後史上特筆される人物である。米軍からは蛇蝎(だかつ)の如く嫌われたが、多くの県民からはいわゆる保守・革新を問わず慈父の如く、あるいは友人の如く慕われた。

宮古にかかわるエピソードも多い。わけても宮古刑務所服役中の話題はよく知られている。米軍によって沖縄から追放令の出た奄美出身者を匿うのを助けたという理由で、軍法廷は一九五四年、懲役二年を言い渡し、翌年一月、身柄を宮古刑務所に移している。

「カメさん」には胃の持病があった。宮古刑務所の嘱託医・故福嶺紀仁医師は県立二中(現那覇高校)時代の一期先輩で、同じ柔道部であった。三回にわたって宮古保健所に手配してくれた。

しかし「外庄」ゆえに診断書はなかなか出ない。「外庄」を押して福嶺医師が出した診断書は、病名「十二指腸潰瘍、胃下垂症」、摘要は「安静治療中なるも症状長期に亘り一進一退し、根治困難にして症状更に遷延の虞れあり、患者は特に外科的根治療法を希望して居り、依つて合理的な外科治療の比較的適応症を認む」(『瀬長亀次郎回想録』)とある。

「米軍にとって『好ましからざる人物』第一級とされていたカメジロー」ゆえの「外庄」であったが、最終的に『琉球政府』も米軍も勇気ある福嶺医師の『診断書』を無視することができず、「カメジローの那覇への移送が決定された」(佐次田勉『沖縄の青春』)という。

「カメさん」は半年後、宮古を離れるに当たって、出張中の福嶺医師に「貴兄の診断通り外科的根治の方法がとれる運びになりましたことは、ひとえに貴兄の断固たる医学者としての信念に基づくものと固く信じています」(前掲『回想録』)と、感謝の手紙を送っている。

宮古刑務所に移されるとき、極秘の護送であったはずだが、平良港には「新聞記者や地元の人びとがむらがつている。歓迎集会みたいだ」(『回想録』)ったというが、在監中も、旧知の故伊志嶺朝茂・タケ夫婦は幾夜となく『瀬長がんばれ』と刑務所の周囲をめぐってメーデー歌等をうたい激励した(『人民』一九七三・九・九)と記している。

—その後、宮古には一九六〇年以降、祖国復帰運動はもとより、サトウキビ代値上げ、干害対策、労農共闘など、その折々の郡民の各種運動、要請等に応じて、たびたび演説会、懇談会で訪れている。

映画「カメジロー・沖縄の青春」には、宮古での様々なエピソードを想起させるような場面もお目にかかれようか。期待は大きい。

『宮古新報』一九九九年・一・三〇)

3. 瀬長亀次郎生誕百年「写真・資料展」

「カメさん」の愛称で広く親しまれ、今も多くの県民の中に生きつづけている故瀬長亀次郎の「生誕百年」を記念して、二十一日(金)〜二十三日(日)、中央公民館で、「講演」と「写真・資料展」が催されます。

周知のように、瀬長亀次郎は米軍の度重なる弾圧にも屈することなく、「沖縄戦」に引きつづく米軍の全面占領下、県民の先頭に立って、戦後沖縄の歴史を切り開いてきました。

「この人の不屈の精神は米軍統治における沖縄の苦難の道からはぐくまれていく。民主主義と自治権の回復を訴え、人民党を結成、那覇市長時代は米軍からの圧力を受け公職を追放され、本土渡航拒否などの試練にもあった」、これほどの数々の弾圧にあっても、「ひょうひょうとした行動で、しかも大衆性と人なつっこさは大衆をぐっ

とひきつける。(中略)、決して「おごり」を持たない。大衆にはいとも思いやりと優しさを感じさせることが、『カメさん』という呼び名で親しまれるゆえんである」(『琉球新報』一九八三・一二・三三)。

奄美諸島から、宮古・八重山までの南西諸島全域を対象に活動する民衆運動の指導者ゆえに、宮古に関わるエピソードも数多く伝えられています。よく知られているのは次のような事柄でしょう。

(1) 福嶺医師の勇氣

一九五三年十二月、奄美諸島は一足早く日本復帰を勝ち取りましたが、沖縄在住奄美出身者は「非琉球人」と呼ばれ、理不尽にも米軍から退去命令の出される者も居ました。それを匿^{かくま}ったとデッチあげられて、翌五年八月〜九月、豊見城村長に当選したばかりの又吉一郎、現職立法院議員の瀬長亀次郎ら四十人の活動家が逮捕され、軍事裁判にかけられます。弁護士も認められず一方的な軍事法廷で瀬長は懲役二年、又吉は同一年の実刑判決。世にいう「人民党弾圧事件」です。

翌五五年一月、腹痛に苦しむ瀬長は沖縄刑務所から設備も乏しい宮古刑務所へ移されました。このころ宮古刑務所の嘱託医は福嶺紀仁医師、県立二中(現那覇高)時代の一期先輩で共に柔道部で競い合った間柄とか。様々な妨害を押しての福嶺医師の勇氣ある「診断書」によって、七月には那覇へ移され、長浜真徳医師の執刀で命拾いをしたようです(『瀬長亀次郎回想録』一九九一年)。

(2) キビ代引き上げ

一九六一〜六二年期のサトウキビ代がトン当たり二ドルも引き下げられたようです。「キビ代をもとに戻せ」という運動が全県下に広がっていきます。六二年三月、瀬長亀次郎は宮古も全域をめぐる演説し、農民の決起を呼びかけました。こうして城辺、上野、下地、

平良、伊良部の順で農民協議会(全沖農)の支部づくりが進み、宮古製糖と交渉の結果、トン当たり一ドルの還元に成功します。沖縄製糖もこれに準じたために、当時宮古では「初めて農家にボーナスが出た」と話題になったものです。途中から市町村会、同議長会、同農協長会三者協も別途で交渉しています(砂川明芳「全沖農と農民運動」Ⅱ『平良市史』第二巻・一九八一年)。

(3) 戦後初の国政参加選挙

沖縄県祖国復帰協議会(復帰協)を中心とする一九六〇年代の大きな祖国復帰運動は、一九六八年「主席」公選を勝ち取り、七〇年には戦後初の国政参加選挙を実現させました。各政党、候補者ともには戦後初の国政参加選挙に入りました。瀬長後援会結成のよびかけ人五十四人の中に宮古関係者は、伊志嶺朝茂、砂川金吉、平良新亮、友利恵勇、仲地清成、花城恵喜、芳沢弘明ら七人います。さらに伊波善盛、池間キヨ子、上地正栄、国仲寛春、下地国雄、下地肇、砂川一弘、砂川明芳、友利定雄、仲宗根、仲地春代、長浜勇二、仲間勇吉、比嘉恵義らが加わって宮古地区後援会も結成しています。

選挙の結果、衆議院には、西銘順治(自民)、瀬長亀次郎(人民)、上原康助(社会)、国場幸昌(自民)、安里積千代(社大)、参議院は、喜屋武真栄(革新共闘)、稲嶺一郎(自民)の順で当選しました。

なお宮古刑務所に服役当初、近親者以外面会が許されなかったために、伊志嶺朝茂夫婦は夜遅く、刑務所の高い塀の外から、「メーデー歌」等を高唱、「セナガ頑張れ!」と激励した、など様々なエピソードが語られています。今回の「生誕百年」記念の「講演」並びに「写真・資料展」を通して、戦後沖縄の歴史がどのように展開されてきたか、一人の指導者の足跡を通してうかがえることでしょう。

(宮古毎日新聞「二〇〇八・三・二一」)

4. この子らの現在と未来のために

(1) きびしい抗議

日本の教科書検定による歴史―とりわけ明治以降の近・現代史―書き替え、わい曲に対して、日本国内における唯一の地上戦を経験した沖縄県民をはじめ、アジア諸国からきびしい抗議の声があがっています。

文部省の「日本史」教科書に対する理不尽な修正要求は日本帝国主義の侵略性をおおい隠し、戦争を美化する危険な内容をもつものとして、早くから多くの識者によって指摘されてきました。きびしい教科書検定のねらいは、究極において国定教科書への道を開くものと受け止められています。家永三郎元東京教育大教授に代表される教科書裁判は、この本質を広く国民各層に知らせるものとなっています。

今回のアジア諸国のきびしい抗議を通じて、教科書検定問題への関心は国の内外でいっそう高まっていくことでしょう。

(2) 二つの「教科書裁判」

家永教授が、高等学校二年生用教科書「新日本史」の検定による不合格処分は、違憲・違法であると、国を相手どって裁判を起すことから早くも十七年をかぞえます。

裁判は第一次訴訟、第二次訴訟の二つあります。第一次訴訟は一九六五年六月、文部省の理不尽な不合格処分は憲法と教育基本法に違反すると損害賠償を求めて提訴したものです。第二次訴訟は一九六七年三月、不合格処分そのものの取消しを求めての提訴です。

この二つの裁判では、日本の良心の総結集といわれるほど多くの学者、研究者、現場の教職員が法廷の証言台に立ち、現行教科書の検定制度が如何に憲法と教育基本法に違反しているかを、具体的に

明らかにしてきました。それは全国各地域、職場、学園で、大きく広がる教科書裁判を支援する運動とあいまって、発展してきたものです。

一九七〇年七月、第二次訴訟を担当した東京地裁の杉本裁判長は、文部省の主張する国家の教育権論をしりぞけ、国民の教育権の立場から、「教科書検定が学説・思想内容の審査に及ぶときは、憲法二十一条の禁止する検閲に該当し、違憲である。また誤記・誤植の審査、記述内容にあるか否かの審査をこえて、記述内容の当否に及ぶときは、教育基本法第十条に違反する」とし、「不合格処分は取消す」と判決しました。

七五年十二月、憲法判決は回避したものの、文部省の検定は「一貫性、安定性を欠いた気ままな処分」と断じ、国（文部大臣）の控訴をしりぞけたのです。

しかし一九八二年四月、最高裁小法廷は要旨「二審判決後指導要領が改訂されたので旧指導要領による家永教科書の改訂検定は許されなくなり処分取消しを求める意味はなくなった」が、あるいはあるかもしれないので、「訴えの利益の存否について審理を尽くせ」と、高裁差し戻ししました。十五年余に及ぶ国民の重大な関心事に対する無責任な「肩すかし判決」ともいわれています。しかし「上告棄却」ではなく、「差し戻し」であり、文部省の願いは裏切られたといえるでしょう。

また、第一次訴訟の方は、一九七四年七月、一部検定意見の違法性を認めつつも、基本的には国側の主張する国家の教育権に傾斜した判決を下しました。家永・国双方から上告され、現在高裁で審議中で、来年にも判決のぞるのみこみです。

(3) 「教科書裁判」支援の意義

検定教科書の使用は、戦前の超国家主義、軍国主義の復活を押さえ、平和主義、民主主義の徹底を期して、一九四九年に始まりました。それが一九五五年、自民党の前身である民主党がパンフレット「うれうべき教科書の問題」を発行して、教科書攻撃が始まりました。翌一九五六年、教育委員が公選から任命制へ替り、教科書攻撃はいっそう強まりました。一九六〇年日米安保条約の改訂、一九六二年、池田首相の「人づくり政策」等と教育の反動化はいっそう強まっています。

こうして十七年余にわたって取りくまれてきた教科書裁判と支援運動の役割について「支援する会」では四月の最高裁判決後、およそ次のようにとらえています。

第一に、教科書と教育が、憲法・教育基本法に逆行して大改悪されようとしている、この動きを根底から衝く闘いの蓄積をもっている。

第二に、教科書裁判の闘いは、戦争を否定し、平和主義に立った日本国憲法・教育基本法を崩壊させようとする動きが強まる中で、戦争準備の思想統制・思想攻撃に反撃する闘いとしての性格が一層鮮明になってきた。

第三に、教育の管理・統制が強化され、子どもたちの中にも競争主義が入り込み、退廃化の状況がひろがる中で、子どもの学習権を尊重、擁護するために、教師や親の教育権意識は、これらを破壊する者に対して向けられるなかで自覚され深められねばならないことを、提起している。

第四に、国民の生活と権利を守るために、司法のあり方をも追求する闘いであり、司法の民主化のためにも貢献すべき多くの経験を積み重ねてきている。

(4) 戦争への道に歯止めを

日米安保体制のもと、国民に対しては国家の教育権をふりかざして、日本軍国主義の侵略性を隠し、あるいは誤魔化し、あるいは問答無用の抑圧に出る自民党政府が、いまやアジア諸国の抗議に対しては、周章狼狽そのおく所を知らずといったありさまです。抗議を認めれば、かつての日本軍国主義の侵略性沖縄県民虐殺の事実を肯定することになるでしょう。それは必然的に国定教科書への道をふさぎアメリカべったりの防衛増強路線の障害となるのは明らかだからです。

一人でも多くの市民が、いささかでも平和を脅かし、戦争を容認するような動きには警戒を強める立場から、広く教科書問題に関心がよせられるよう、願わずにはおられません。この子らの現在と未来のためにも。(「日刊宮古」一九八二・八・一五)

5. 「沖縄戦」の教訓

疎開先の南九州で、六・三制初の中学一年生になって間もないころでした。県の指導主事として学校を訪問されたK先生は、「国家の方針とはいえ、私は君たちに間違ったことを教えていた。取り返しのつかぬことであり、いまさら詫びてすむことではないが、許してもらいたい」旨のあいさつをされました。

K先生は敗戦の年国民学校五年生であった私たちの担任でしたが、徴用されたのか不在がちで、代わって若い師範学校生が担当していました。戦後間もなく学校に戻られてもしばらくは戦中の気風はぬけず、体育などでは焼け跡のほこりっぽく弾痕だらけの校庭で、「君たちのようなダラダラした少国民だから日本は戦争に敗けたのだ」と、激怒する場面もしばしばでした。おおかたの児童が栄養不良で、

飢えと寒さにふるえていました。先生の期待に応えられる体力などなかったのです。それでも怒号は容赦なくふりかかっていました。

そのK先生が小学校で間借りぐらしの、かつての教え子のクラスをたずね、教壇からさきのあいさつをされたのです。教育勅語を暗記してはいけないといって殴打し「ジーンム、スイゼイ！」と歴代天皇の名の暗記を強要していた先生の姿とは、まるで別人でした。なぜこのように変わったのか、それを理解できるようになったのは日本国憲法や教育基本法の世界を知ってからです。以来ことあるごとにそのときの先生の苦渋にみちた表情を思いうかべ、ひいてはそこに至る先生の心情を考えるようになっていました。

沖縄県民の戦争体験を掘りおこすなかで

一九六〇年代の壮大な祖国復帰運動に参加するなかで、家永教授の教科書裁判を知り、地域の支援会づくりにかかわってから三十年近くになります。国内唯一の地上戦を体験した沖縄県民の戦争体験を掘り起こす作業を通じて、教科書検定の違憲性をいっそう確信してきました。幼児が「自決」できるはずがないからです。非戦闘民である県民の食糧を奪い、壕から追い出し、方言使用をスパイとみなした天皇の軍隊が、守るべきは国民でなかったことも教えています。

「戦争を暗く書くな」「戦争で国民が困ったことを書くな」「基地ということばを使うな」「民衆を書くな」など、いまの教科書検定は歴史の否定そのものではないでしょうか。沖縄戦の教訓、ひいては基地沖縄の現実、日本国民全体の教訓であり、米軍基地七五%の居すわる沖縄の現実を目をつぶることがないよう願っています。

〔教科書裁判ニュース〕三三四号、一九九六・一・二〇〕

6. 「教科書裁判」宮古支援会設立

家永三郎教授が一九六五年六月、国を相手におこした「教科書裁判」にかかわって三十二年、生涯の大半をかかわったことになる。

宮古支援会が設立されたのは二年後の一九六七年八月、このとき私はすでに「全国連」の会員であった。会員であった記憶は鮮明なのに、どういいういきさつで入会したのか、定かではない。当時、腰原嶺の林の中（現・南小）にあった琉球放送（RBC）先島中継局に勤務していた謝名元慶福氏に誘われたようでもあるし、同じころ、歴教協等とおして文通のあった琉球大学の田港朝昭助教授（当時）の薦めによるものであったのか、はっきりしない。

「全国連」は、裁判のはじまった年の十月十日設立されている。機関紙「全国連絡会ニュース」は同年十二月五日創刊である。私の手もとには創刊号から本年八月の最終号三六三号までのファイルがある。これだけを根拠にすれば設立（あるいは創刊）当初には入会していたということであろう。

創刊号はB五判、十二頁建て。十五字、三五行、六段組である。一面トップには「創立総会と全国連絡会の発足」の見出しで、規約、役員、組織、その他大綱が記されている。宗像誠也東大教授の「発会の挨拶」もある。二面に「訴訟の経過について」新井章弁護士、四面に「教科書検定違憲訴訟」をおこすにあたっての訴え―を「昭和四〇年六月一日」付で、家永教授が書いておられる。十三号まではB五判、一九六八年三月二十五日付、十四号からタブロイド判、さらに同年十二月十五日付、二十一号からは題字が「教科書裁判ニュース」に変わっている。

「沖縄県支援会」が発足したのは、一九六八年二月十一日。設立準備会の呼びかけ趣意書には、安里彦紀琉大教授を筆頭に五十音順

で二十四人記されている。このうち宮古関係では岡本恵徳、島尻勝太郎（故人）両氏の名がみえる。設立総会では、安里教授ほか七人の代表委員が選ばれ、田港助教が事務局長を兼任している。

手もとのノートには、宮古支援会の結成を働きかけるために、四旬後の三月二十一日、田港代表委員が宮古を訪れ、同日夜、拙宅で歴教協の会員と懇談している。出席者は、砂川明芳、大西照雄、砂川禎男、下地康夫、池城恵正、友利恵勇氏ら。その後、毎月のように会合、八月十二日設立となった。

あれから三十二年、やはり長い歲月である。当面の様々な課題と結び付いた支援活動の過程で、志半ばこの世を去った仲間もいる。初めに内間一光君が若くして逝き、その後、花城恵喜、池城恵正、川満和夫兄らが逝った。設立以来の代表委員で最年長の、与那覇寛長先生が八十八歳で逝かれたのが、一九九五年六月である。家永教授の「検定のなかで違法があった」という大野判決が出て家永訴訟が終わったことは、満足とはいえないものの、快い気分である「心境を、共に分かち合いたかった良き先輩方であり、よき友人たちであった。合掌。」

〈編集後記〉

宮古における「教科書裁判」支援会活動を総括して、今後に備えようと話し合ったのは一九八七年五月の常任委員会であった。「沖繩戦」記述について検定の違法性を問う沖繩出張法廷や東京高裁での審理を間近にひかえたところである。「宮古支援会」設立二十周年の節目でもあり、中間総括をして支援活動をいっそう強化していくねらいもあったように思う。このため、「二十周年記念誌」を出すことを決め、全会員によびかけた。さっそく砂川禎男、池村正義の両先輩が原稿をよせられたのに、いろいろな事情で「記念誌」は日の目を

みていない。同じころ、常任委員会↓総会という手順の前に、事務局を強化して事務局会議をもつことも申し合わせた。以来この十余年、下地康夫事務局長を中心に、組織的かつ計画的に運営されてきた。「三十一年の軌跡」もその成果といえよう。

（「宮古教科書検定訴訟を支援する会31年の軌跡」一九九八・

一〇・三）

7. 32年家永裁判で何をかちとってきたか

宮古地区の最高裁判判決報告集会は宮古支援会が主催、十二月六日教育会館で開かれた。沖教組・高教組両支部代表の連帯あいさつにつづいて、徳武敏夫常任委員は、「三十二年におよぶ家永裁判は何を勝ちとってきたか」、安仁屋政昭沖繩国際大学教授は、「沖繩から平和と人権を考える」と題して報告した。参加者は教職員や宗教関係者、一般市民など二八名。徳武氏は、教科書裁判のねらい、国民の勝利―杉本判決、裁判の成果、今後の課題の順で報告、裁判を通じて教科書内容は改善されてきた、最終判決で沖繩戦の「集団自決」を合法としたのは断じて許せないが、四件を違法としたのは画期的である、引きつづき教師・父母・地域が一体となって教科書の内容に関心をもち、真実を学ばせる実践を―と力説した。

安仁屋氏は、沖繩出張法廷での証言を踏まえて、沖繩戦と米軍基地、日米安保と沖繩、海上基地建設のねらい等を解明、誤った記述や報道に惑わされず真実を見ぬくことの大切さを強調した。

（「教科書裁判ニュース」三五七号、一九九八・一・二〇）

8. 「縁の深い宮古島教会

神を信じていないはずの身が、日本キリスト教団宮古島伝道所と

は六十年近いご縁があることに驚いています。戦後宮古で初めてキリスト教の布教を始めたと伝えられる故国仲寛一牧師の、益子夫人との出会いからのお付き合いです。

一九五〇年代、宮古の屋内集会場は、宮古琉米文化会館とオグデン会館、それに宮古婦連会館の三つだけでした。地元新聞社に勤めていた関係で、これらの施設には常時出入りしていたものです。とりわけ宮古婦人連合会の大山キク子会長は、国民学校（現平一小）初等科一年生のときの担任でしたので、婦連会館には親しく往来していました。記憶はいささか心もとないのですが、そこで生け花とお茶の教室を開いておられたのが、叔母や喜納さんという方、それに益子夫人ではなかったでしょうか。夫人は東京のご出身とかで、その物腰、言葉遣いにはとても品がありました。

一九七二年五月、「祖国復帰」後間もなく近所に五階建てのアパートが建ったとき、「入居ご予定ですか」と聞くと、眼鏡越しの目を大きく見開いて、「とてもそんな身分じゃありませんよ」と言っていて、やさしく笑っておられたのが、印象深く回想されます。それからほどなくご帰京なされたようです。

それより先、一九六〇年代の壮大な祖国復帰（沖縄返還）運動が展開されていたころ、琉米文化会館は米軍の宣撫工作機関として知られていたが、大きな図書館も附設し、地域に根差す各種行事を手掛けていたせいか、多くの出入りで賑わっていました。十人ほどの男女職員の中に才色兼備で評判の、神山繁實牧師の美代子夫人もおられたせいで、時折りお会いする神山牧師とは親しく言葉をかわしていたものです。

那覇へ転出した神山牧師の後任は仲尾次清彦牧師ではなかったのでしょうか。仲尾次牧師は傍ら宮古の「自然と平和を守る会」世話人

で、「宮古野鳥の会」にも所属し、隠れたるベストセラーとして知られる、高文研（東京）の、「観光コースでない沖縄」（一九八三年）宮古編の執筆者でもありました。五年余りで十一刷まで出た段階で、「新版」に衣替えするとき、仲尾次牧師は那覇へ転出していて、後を引き受けさせられたものです。

その後は雨宮恵牧師、星野勉牧師と続いたようですが、宮古郷土史研究会二代目会長で、信徒会代表（？）でもあった故平良新亮さんのお引き合わせで、星野牧師ご夫妻と親しく交わるようになりました。米軍や自衛隊の下地島空港、宮古空港、平良港への出入りの都度の抗議行動でもご一緒したものです。

二〇〇四年、二〇〇五年と、二月十一日には教会で信徒外の市民も加わって、「建国記念の日」を考える集いを催しています。このような積み重ねの上で二〇〇六年七月、百余人の参加を得て「みやこ九条の会」を設立し、ともに共同代表に選任されたせいで、以来ほぼ毎月一回の事務局会議は伝道所で開かれています。

翌二〇〇七年六月には市民各層の協力を得てカママ嶺公園に「非戦の誓い 日本国憲法九条」の碑も建立されています。

星野牧師は慢性の持病をおしての活動であったようで、二〇一三年大晦日急逝されました。知らなかったとはいえ、まさに痛恨の極みです。伝道所での告別式では、弥生夫人に請われるままに友人の一人として、弔辞を述べさせていただきました。

二〇一五年四月、東京から赴任された尾毛佳靖子牧師の就任式にも招かれています。一日も早く宮古を知り、宮古になじんでいきたいと言われる尾毛牧師の熱意に共感し、伝道所行事の一環として、六月二三日「慰霊の日」に、「沖縄戦」と宮古、八月二五日「終戦（敗戦）の日」に、戦後七〇年、宮古で「八・一五」を考える、本年一

月三十一日には「宮古圏域」の歴史と文化の特徴、と題して学習会を開いています。「みやこ九条の会」はじめ、私人としても、宮古島伝道所との縁は今後とも長く続くことでしょう。改めて心から感謝申し上げる次第です。

(「日本キリスト教団宮古島伝道所・創立70周年記念誌・こいのに

あ」Ⅱ・二〇一七・五)

9. 「宮古農民弾圧事件を語る」記念誌

「沖繩戦」に引きつづく米軍全面占領下、県民の命と暮らしを守る闘いの究極の願望は、日本国憲法への「復帰」であった。1960年代に入って、壮大な「祖国復帰運動」へと発展するなかで、宮古圏域では製糖会社の合併反対に伴う「農民弾圧事件」が発生した。

1950年9月、4群島(奄美、沖繩、宮古、八重山)知事選挙を通して顕在化してきた沖繩県民の「祖国復帰運動」は、極東の「カナメ石」として軍事基地の永久保有を企図する米軍の「銃剣とブルドーザー」による強制土地接收に抗して、4原則貫徹―一括払い反対・適正保障・損害賠償・新規接收反対―「島ぐるみ闘争」をへて、1960年代の沖繩県祖国復帰協議会(復帰協)を中心にした壮大な「祖国復帰運動」へと発展した。全国各都道府県には「沖繩・小笠原返還同盟」が結成されて「沖繩返還」に取り組み、アジア・アフリカ人民連帯会議は、沖繩・小笠原を分断した屈辱の日、4・28を「沖繩デー」と決議して、祖国復帰(沖繩返還)運動は国際的な連帯のもとで展開された。

こうして高揚する県民の運動を抑え込むために、米軍は、沖繩の「自治権は神話に過ぎない」と専制支配を強め、経済面ではアメリカ国家資本である開発金融公社を設立して産業支配を強めてきた。

基幹産業の糖業は「振興5か年計画」を策定させ、製糖会社の合併を押し進めた。宮古では宮古製糖、伊良部製糖、宮多製糖三社の合併を強制し、将来的には沖繩製糖も合併して宮古圏域一社を企図するものであった。

サトウキビ代値下げに反対し、全沖繩キビ代値上げ農民協議会連合会(全沖農)宮古地区協議会に結集してたたくキビ作農家は、戦前、沖繩製糖一社独占のなかで、農地等を手放さざるを得ないなど、筆舌に尽くし難い苦難を体験してきており、直ちに合併反対に総決起した。三社の合併反対を要求して、宮古製糖との集団交渉を始めるとともに、代表を上層させて立法院議会に要請し、合併勧告を撤回するよう決議させている。さらに、宮古市町村長会、同議長会、同農協長会と提携して「四者協」で会社交渉を強めている。

1964年6月26日平良中学校校庭で、5000人を結集して開かれた「主席公選・自治権拡大要求、大型製糖工場合併反対郡民大会」は、復帰協宮古支部と宮古労農共闘会議の共催で開かれている。この時期、県民の命と暮らしに関わる課題はすべて「祖国復帰運動」の一環として取り組まれている。また、労農共闘会議は、官公労、自治労、全通などの労働組合や教職員会などの民主団体と、全沖農宮古地区協議会が1964年3月、「減税要求」で結成したもののだが、宮古における当面する各種課題に恒常的に取り組む組織へと発展させたものである。

1965年7月、製糖工場合併反対によって生じた「宮古農民弾圧事件」以後は労農提携は一層強められ、各種選挙にも「統一綱領」を策定し、統一候補を推せんして取り組んでいる。同年9月の下地町長選挙、平良市議選挙ではいずれも推せん候補全員が当選している。

同年11月の立法院選挙、さらに1968年の「三大選挙」―行政
 主席・立法院議員・那覇市長選挙―、1970年、戦後初の国政参
 加選挙もすべて「祖国復帰運動」の延長線上に、労農提携して取り
 組まれた、と言っても過言ではなからう。

このように宮古における「祖国復帰運動」は、農民弾圧に端を發
 した労農提携によって強められ、反面、「農民弾圧事件」被告全員の
 無罪を勝ち取る取り組みは、「祖国復帰運動」に支えられて前進した
 とも言えるのではなからうか。

「宮古農民弾圧事件」の発端から被告全員の無罪を勝ち取るまで
 の10年にも及ぶ取り組みは、宮古における「祖国復帰運動」はもと
 より、反戦平和、革新運動、民衆運動に貴重な教訓を残している
 いえよう。この「記念誌」によって、1960年代から70年代へか
 けての宮古農民、ひいては宮古郡民の命と暮らしに関わる各種運動
 等について、ご理解・共感をいただけるならば望外のよろこびであ
 る。

改めて「宮古農民弾圧事件」の元被告団はじめ、大方手弁当で対
 応したと伝えられる弁護士など、関係した多くの先輩、知友に心か
 らの敬意を表するとともに、この「記念誌」発刊にあたって各種資
 料の提供はじめ、物心両面からお力添え下さった方々に、心からの
 お礼を申し上げます。有り難うございました。

（「宮古農民弾圧事件50年「騒乱罪」無罪判決40年記念誌」二〇

一五・一二・二四）

小林武教授の〈研究ノート〉

憲法講演等で宮古でもおなじみの小林武沖繩大学客員教授が、「研
 究ノート」と銘打って、愛知大学法学部法経論集二二五号に、「宮古

農民弾圧事件」と騒乱罪、を発表している。

周知のように、宮古農民弾圧事件は一九六五年夏、糖業合理化政
 策の一環として打ち出された宮古製糖・伊良部製糖・宮多製糖三社
 合併に反対して、農民協議会（全沖農）に結集し決起した宮古のキ
 ビ作農家に対する弾圧事件である。一番の那覇地裁平良支部は一九
 七二年四月、七人の農民活動家に騒乱罪を適用して有罪、二審の福
 岡高裁那覇支部は一九七五年五月、騒乱罪の成立を否定して「原判
 決は全部破棄」し、「全員無罪」の判決をしている。

小林教授は、戦後宮古における民衆運動―労働運動・祖国復帰運
 動・平和運動―を概説した上で、「宮古農民弾圧事件の経過と本質」
 について、一番・二審の判決内容を精査し、憲法論の登場しないの
 は、「少々奇異な印象を受ける」としながらも、それは「沖繩戦開始
 の一九四五年から四半世紀余にわたって県民が人権保障の基本法を
 もたなかったこの事実の重さを改めて感じさせられる」としている。

明治期の、宮古農民の人頭税廃止請願運動を想起するとともに、
 普天間基地をかかえる宜野湾市民の「平和な空を守るための条例」
 制定を求めて、「米軍の横暴な行為を規制して住民の生命と人間の尊
 厳を確保すべく」市議会への請願行動に触れつつ、「宮古民衆の筆舌
 に尽くしがたい苦勞と不屈の努力が今も全沖繩民衆を励ましている」
 と結んでいる。

（「宮古郷土史研究会会報」二二八号、二〇一八・九・一〇）

10 冤罪事件と報道の責任

とある日、行きつけのコンビニの店頭に、地元二紙の号外が二山、
 部厚く積まれていた。数年前の一九九八年一〇月、「城辺町新城 老
 女殺害事件」に関する新聞一頁大の号外である。

A紙は、最上段に横に大きく全面二段通し白抜きで、「犯人は六三歳女」、さらにタテの肩見出しは通常の紙面だと一〇段抜きであろう、「発生から五年七ヶ月ようやく逮捕」、主見出しは「わずか一〇〇日の近隣在住」と大きく踊っている。左下の関連記事も六段白抜きで「うさわは前から……」、副見出しは「部落民ら『やはり』の反応」とつづく。もはや逮捕された女性は「容疑者」ではなく、集落内では「噂された、犯人」そのものとしての扱いである。これでは本文を読まずとも、大見出しをべつしただけで、「集落内での噂どおりの女性が犯人だった」と読者の脳裏にしっかりと焼き付けられたことであろう。

B紙も、A紙同様、最上段に横に白抜きで大きく「容疑者を逮捕」、その下のタテの見出しでは七段抜き「近くに住む六三歳女」、左下の関連記事は六段抜き見出しの「聞き込みで昨年末絞り込む」である。A紙のように「犯人」ではなく、「容疑者」としてはあるが、他の見出しと扱い方でみる限り、「犯人」扱いされているといっても過言ではなからうか。

何人であれ、現行犯逮捕でない限り、裁判で決着がつくまでは、あくまで「容疑者」であって、「犯人」ではないはずである。しかし、二紙ともに大差なく、見出しをみた限りでは、逮捕された女性は、裁判を待つまでもなく「犯人」そのものにされている。このように読むのが自然であろう。わざわざ記者会見を開いて公式発表した警察も、それに応じて取材した記者もよほど確信が持てるのだ、と受け止めざるを得ない。

だが、内容を読み進むうちに、愕然としてしまった。「犯人にされた女性」とは、あろうことか四〇余年来、家族ぐるみ親しくおつきあいし、農村活動家としても広く知られる下地肇氏の夫人・フジ子

さんではないか。

そんなはずはないという思い、驚きと怒りで体中の血が逆流するようであった。ようやく気持ちを静め、落ち着きを取り戻して改めて読み返し、「誤認逮捕」を確信するに至った。併せて、官憲のねらいは、下地肇氏のものではないのか、とさえ考えた。

下地肇氏。宮古ではある一定年齢以上の人なら知らぬ人は居ないであろう、と言えるほどの著名人である。米軍全面占領下の一九六〇年代、壮大な祖国復帰運動が全県をゆるがしていたころ、宮古は併行してサトウキビ代値上げ闘争、ついで、米国家資本による製糖会社の合併押し付け＝糖業「合理化」反対闘争が取り組まれていた。そのころ、下地氏は未だ三〇歳にはとどかぬ若さであったが、請われて役員の一となり、その先頭に立っていた。その結果、自宅で寝込みをおそわれ、妻と幼い子の前で逮捕、起訴され、「騒擾首魁」の汚名を着せられた。一〇年近くかかった裁判闘争は、真喜屋浩医師らの証言など、支援活動は宮古内はもとより、県内外に広がり、二審で完全無罪をかちとっている。

その間にも農業の傍ら、小・中学校PTAの役員、城辺町議会議員、同農業委員など、地域の世話役としての活動に専念している下地氏である。このようなじみで、かつ、困難にして多忙な下地肇氏の活動を裏方としてしっかり支えているのがフジ子さんであり、ご家族の皆さんではないか。そのフジ子さんがあるうことか、日ごろ面識のある近所の老女性を理由もなく殺害する、夫・肇氏の地域における信頼と活動実績を裏切るような凶悪事件をおこす、信じ難いことである。

さっそく、下地肇氏宅に電話を入れるが、そのつど話中でなかなか通じない。ようやく通じたかと思うと、こんどは留守電。当夜は

諦め、翌日改めて留守電に「誤認逮捕だ、無実を確信している、くじけるな。協力できることは遠慮なく言ってくれ……」などと入れた。

日を追って、少しずつ事情がわかってくると、怒りはいつそう増幅してくる。逮捕理由は、近所の老女性を「殺害しよう」と決意し、平成一〇年七月上旬ごろ、沖縄県平良市又は、同県宮古郡内のいずれかの場所において、何らかの方法で同女を殺害した」というのである。殺害の動機・方法も、日時も、場所も不明、状況証拠もない。あるのはただ出所不明の無責任な「噂さ」のみで、事件発生から五年七か月後の逮捕である。これでは、令状を請求した警察や検察庁はもとより、それを容認した裁判所の良識が疑われよう。

このように、目を疑うような状況で逮捕されたフジ子さんは、法定制限いっぱいの一三日間留置、拘留され、取調べは「悪質な嫌がらせ、苦痛、屈辱を与え」ての「自白強制である」。六三歳、女性の身で独房で孤独に耐え、一日三回の取調べには、そのつど「無実」を主張するのみで、「黙秘」を貫いたという。身に覚えがないゆえに、耐えぬくことができたのであろう。

だが新聞やテレビ、ラジオ等の報道機関は、警察発表を鵜呑みにした号外を大量にばらまいたのだから、それと同等、あるいはそれ以上の物量で、不法な逮捕、拘留、取調べの実態を読者に伝え、濡衣をはらす努力をしているであろうか。小さな地域社会で、「逮捕」され「犯人」扱いで大々的に報道されたことによる物心両面にわたる衝撃・苦痛、社会的偏見が、簡単に消え去ると思えない。

しかも、警察・検察庁は人権を無視した逮捕に始まって、二三日間も留置・拘留したばかりか、当然とはいえ、なにひとつ起訴理由を見出せず、「処分保留」で釈放している。こうした警察・検察の人

権無視の姿勢を容認したのはほかでもない、法の番人たる裁判所である。報道機関はこれらの事実にもとづいて、官憲の責任について機会あるごとに追求し、被害者の汚名をそそぐ責務がある。再び同じような冤罪事件をおこさないためにも。さもないと、報道機関までも警察や検察、裁判所とともに、冤罪事件の共犯者になってしまうであろう。それこそ、民主主義の根幹にも関わる重要責務だと考えている。

（「ばやーくるしやーうらん・わたしは殺していない」宮古島の下地
フジ子冤罪事件」二〇〇五・七・八）

11. 「高沢義人歌碑」建立

さきの大戦―「沖縄戦」では、宮古は地上戦はなかったとはいえ、戦場と変わらぬほどの惨禍をこうむった。米英軍の連日の猛爆、くわえて海・空の輸送路を絶たれて食糧はじめ、あらゆる物質は不足し、飢えとマラリアで多くの命が失われた。

当時一兵士として宮古に駐屯していた千葉県在住の歌人・高沢義人氏は、戦時下の宮古について次のように詠んでいる。

- ・ 犬・猫・鳥、みな喰いつくし極限の命つなぎたる島
- ・ 餓死兵を夜毎井桁に重ね焼くわれに一粒の涙なかりき
- ・ 補充兵我も飢えつつ餓死兵の骸^{むくろ}焼きし島よ八月は地獄

三首目の「我も飢えつつ……」の作品は、一九八一年八月二日付全国紙『朝日新聞』に、選者近藤芳美氏の選で第一席となり、その年の朝日歌壇年間秀歌十首の中に選ばれている。

戦時中の宮古には三つの軍用飛行場を中心に、三万の将兵が展開し、全島軍事基地化されていた。滑走路三本の海軍飛行場（現宮古空港）、上野村野原在・同二本の陸軍中飛行場、下地町洲鎌と与那覇

在・同一本の陸軍西飛行場の三つ。総面積約三百四十三ヘクタールにのぼる畑地、宅地、原野等が強制接収され、転用された。一九四四（昭和十九）年三月～十二月にかけて展開した将兵の多くは旧満州の「関東軍」で、出身地は全都道府県に及んでいる。

宮古の人口は、軍隊への召集、県外軍需工場等への徴用、台湾・九州への老幼婦女子の疎開等で減少しているとはいえ、約五万二千人。そこへ三万余の軍隊の展開である。九州～沖縄間の制海権・制空権ともに米英軍の手中にあって、武器・弾薬はおろか、食糧や医薬品等の補給もない。とりわけ一九四五年三月～六月の「沖縄戦」では、連日猛爆撃にさらされ、平良のまちはもとより集落のほとんどが焼失した。野良仕事もできない。民も兵も飢えと、当時猖獗（しょうけつ）していた風土病のマラリアのため、日々多くの命が失われた。

二十世紀は戦争の世紀といわれている。一八六八（明治元）年の明治維新によって始まった近代日本は、一八七七年、最後の国内戦争である西南戦争の後は、一八九四～九五五年の日清戦争、一九〇四～〇五年の日露戦争、一九一四（大正三）～一八年の第一次世界大戦、一九三一（昭和六）年「満州事変」、一九三七年七月の日中戦争は終結をみないまま一九四一年十二月、太平洋戦争となり、四五年八月、日本の敗戦で終わっている。ほぼ十年きざみできて、最後は「十五年戦争」である。

その反省のもと、日本は平和憲法を制定、以来、六十年、何処の国とも戦争をすることなく、殺さず、殺されることもない歴史をかさねてきた。しかしイラク戦争では米国に追従したまま、始めて自衛隊を海外へ派遣し、戦争をする国に変わろうとしている。

一九九八年五月、五十余年ぶり宮古を訪れた高沢氏は、かつての「飢餓の島・宮古」を回想、多くの作品を発表しているが、次の二

首もその時詠んだものである。

・敵襲苛烈の惨蘇る老兵に今も母のごとあ野原岳

・宮古渚の珊瑚屑踏めばざくざくと亡き戦友の呻くがごとし

いずれも宮古で戦争と平和を考えるにふさわしい歌であろう。八月十五日をメドに、歌碑を建立すべく有志が行動を始めている。大方の賛同を得たく寄稿した次第である。実行委員は次の二十九人。

安谷屋昭、安谷屋豪一、池城健、伊志嶺亮、池間キヨ子、上里清美、親泊宗二、上地洋子、佐渡山正吉、下地和宏、下地國雄、下地利幸、下地農、下地康夫、新城勝子、砂川博明、砂川幸夫、照屋盛、當真清利、友利恵勇、友利定雄、仲宗根將二、仲地清成、長浜幸男、長嶺すみ江、三浦春彦、宮川耕次、与儀一夫、与那嶺達男（五十音順）。（「宮古毎日新聞」二〇〇五・七・九）

12・8・15 「高沢義人歌碑」除幕

「会報」一四九号で紹介しました千葉県在住歌人・高沢義人氏の歌碑は、予定どおり高沢氏の出席も得て八月十五日、野原岳を間近に望む上野村字野原に建立、除幕式が催されました。刻銘された作品は、飢えと風土病マラリアにさいなまれた宮古での日々をうたった「補充兵われも飢えつつ餓死兵の骸焼きし宮古しまよ八月は地獄」です。

高沢氏はさきの大戦末期の一九四四（昭和十九）年秋、三十一歳の補充兵（衛生兵）として「満州」から宮古へ移駐、およそ一年半軍務についたのち、敗戦で四六年二月郷里に復員しています。制海権も制空権も米英軍の手中にあって、輸送路を完全に断られた当時の宮古におよそ三万の将兵が展開していましたが、武器・弾薬はおろか、食糧や医薬品も届かない。加えて連日の猛爆で野良仕事もま

まならず、民も兵も日々飢えと風土病マラリアにさいなまれ犠牲者の続出する日々であったと伝えられています。

学生時代、社会科学のサークル活動で天下の悪法「治安維持法」によって市民生活を阻害されていた高沢氏にとって、宮古でのこのような極限の軍隊生活はその後の生き方についてそう大きな影響を与えたようです。復員後は再び教職に戻って民主教育の推進、ひいては戦後日本の真の独立、革新、反戦平和の実現に挺身しています。その傍ら教育者で歌人の岩間正男の影響もあって短歌に親しみ、「しんぶん赤旗」や『朝日新聞』の歌壇に発表してきました。作品のほとんどが、日々の活動を反映したものです。歌碑に刻された「補充兵我も飢えつつ……」は、一九八一年八月「朝日歌壇」第一席に選ばれ、その年の朝日歌壇年間秀歌十首にも選ばれています。

除幕式は八月十五日午前十時、高沢氏と氏の中学教師時代の教え子二人―人見章太郎、木村芳、それに伊志嶺亮実行委員長、川田正一上野村長の五人によって除幕しました。このあと友利恵勇副委員長の開式のあいさつで日程に入りました。八月十五日は、さきの「十五年戦争」終焉の日です。戦火で尊い命を失った多くの民と兵の冥福を祈って一分間の黙祷を捧げたあと、伊志嶺実行委員長が「反戦平和の願いを託すには高沢さんの作品がもっともふさわしいと、三月から準備を進めてきた。高沢さんの平和を願う熱い心、思いを歌碑として宮古に建立できることを喜び、これを機会に宮古から世界の恒久平和を願っていきましょう」とあいさつしました。

下地国雄事務局長の経過報告につづいて、地元の川田上野村長が「反戦の熱き思いが込められた歌碑が建立され、地元としても喜んでいられる。高沢先生の短歌に込められた平和の願いがいつまでも光り輝くように祈念する」と祝辞を述べました。高沢氏は「私の歌は宮

古で亡くなった四千人の住民と兵の恨みと嘆き、悲しみの分身です。この歌碑を原点にこれからも平和憲法を守る運動を展開し、死ぬまで反戦平和の歌をつくっていきたい」とあいさつしました。ついで実行委員の一人である立津和代さんが歌碑に刻まれた高沢氏の作品五首を朗々と披露、参列者の感銘を深くしていました。

式典を終えて交流会に移り、参列者一人ひとりが高沢氏の人柄と作品について語り、除幕式をいっそう意義あるものにしていました。なお建立場所は与那覇博敏氏の提供によるもので、席上、伊志嶺実行委員長から感謝状が送られました。

なお千葉に帰られた高沢氏からは次のような歌が寄せられています。「心根やさしき宮古の友を忘れぬや野原の歌碑のきらめく永遠に」「野原岳の野に建つ歌碑の除幕式ここにこそ足妻の妻立たせたきに」高沢氏は一九一三（大正二）年生まれの満九十二歳です。

（宮古郷土史研究会会報「一五〇号、二〇〇五・九・二九」）

13・「みやこ九条の会」発足

平和憲法を「改悪」させず、日本を再び戦争をする国にさせないために、七月三十日ひる中央公民館研修室で、「みやこ九条の会」が結成されました。二〇〇四年六月、日本ペンクラブ会長の井上ひさし、大江健三郎、小田実、加藤周一、澤地久枝氏ら著名な九人の有志の「九条の会」アピールによって、全国各地・各職場に「九条の会」が既に五千余設立されているようで、その一環として「みやこ九条の会」も設立されたものです。

九氏の「アピール」は、「日本国憲法は、いま、大きな試練にさらされています。ヒロシマ・ナガサキの原爆にいたる残酷な兵器によって、五千万を越える人命を奪った第二次世界大戦。この戦争から世

界の市民は、国際紛争の解決のためであっても、武力を使うことを選択肢にすべきではないという教訓を導きだしました。侵略戦争をしつづけることで、この戦争に多大な責任を負った日本は、戦争放棄と戦力を持たないことを規定した九条を含む憲法を制定し、こうした世界の市民の意思を実現しようと決心しました。しかるに憲法制定から半世紀以上を経たいま、九条を中心に日本国憲法を『改正』しようとする動きが、かつてない規模と強さで台頭しています。に始まって、「集団的自衛権の容認」「自衛隊の海外派兵と武力の行使」「非核三原則や武器輸出の禁止などの重要施策を無きものに」して、「戦争をする国にしようとしている」現状を憂い、「九〇年代以降の地域紛争への大国による軍事介入も、紛争解決につながっていないことを指摘し、「日本と世界の平和な未来のために、日本国憲法を守る」という一点で手をつなぎ、『改憲』のくわだてを阻む」でいこうとよびかけています。

「みやこ九条の会」は、伊志嶺亮、伊波幸夫、奥浜善弘、親泊宗二、佐渡山政子、砂川米、友利定雄、花城千枝子、比嘉一雄、星野勉、森田武雄、与儀一夫氏：ら六十四人のよびかけで結成されたものです。

当日は、結成にさきだつて、琉球大学法科大学院の高作正博助教が「沖縄の視点から憲法問題を考える」と題して講演をしました。

なお、「みやこ九条の会」は県内では十三番め。「憲法九条を守り、改憲に反対する」という一点で一致する個人の集り」であり、多くの市(郡)民の入会をよびかけています。事務局〓平良下里・電七三〓三八四〇・三浦方。

(「宮古郷土史研究会会報」一五六号、二〇〇六・九・一四)

14. 「憲法九条の碑」建立

一九四一(昭和十六)年四月、国民学校初等科(現小学校)に最初の一年生として入学、一年生で片仮名、二年生で平仮名を教わり、三年生のとき「教育勅語」を暗記させられた。漢字まじりの片仮名であったが、ルビが振られているので慣れれば読むのはさほど苦労はない。しかし言葉の一つひとつの理解が十分でないので、暗記には相当苦しめられた。テレビもラジオもないころの小学三年生が、「朕^{オモ}惟^ワフニ我^{クワウクワウクニ}カ皇^{クワウクワウクニ}祖^{クワウク}皇^{クワウク}宗^{クワウク}国^{クワウク}ヲ肇^{ハジ}ムルコト宏^{クワウク}遠^{クワウク}ニ徳^{トク}ヲ樹^タツルコト深^{シンコウ}厚^{コウ}ナリ我^ワカ臣^{シン}民^{ミン}克^クク忠^{チュウ}ニ克^クク孝^{コウ}ニ億^{イッ}兆^{テウ}心^{シン}ヲ一^{イツ}ニシテ」と覚えるのである。中程にきて、「一旦^{イツタン}緩^{クワン}急^{キツ}アレハ義^ギ勇^{ユウ}公^{コウ}ニ奉^{ホウ}シ以^{モツ}テ天^{テン}壤^{ジヤウ}無^ム窮^{キウ}ノ皇^{クワウク}運^{フヨク}ヲ扶^フ翼^{ヨク}スヘシ」となる。いざという時には命を捨てて天皇のために尽くせ、という意である。

うまく暗記できなくて大抵の子がビンタを張られ、廊下に立たされた。また各種式典では正装した校長が白い手袋をはめて、うやうやしく読みあげるが、その間、頭を垂れているためどの子も鼻水がでる。しかし鼻をすすることもできない。ここでも体罰に見舞われる。それは四年生に進級しても変わらず、疎開先の南九州の国民学校でも全く同様の体罰である。

銃後の少国民として徹底した「教育勅語」の洗礼を受けた児童らは五年生の夏敗戦を迎え、四七年三月、国民学校最後の卒業生として送り出された。ついで四月「六・三制」の施行で、今度は新制中学校初の一年生となった。五月三日「日本国憲法」が施行され、九月には文部省発行の「あたらしい憲法のはなし」を教わった。百八十度の転回である。

同書は憲法前文のもつ二つの働きについて説明している。一つは、憲法全体を知る手引きであり、もつとも大事な三つの原理―「民主主義」「国際平和主義」「主権在民主義」である。もう一つは「これからさき、この憲法をかえるときに、この前文に記された考え方と、ちがうようなかえかたをしてはならない」と明記している。

「日本国憲法」施行当初、真先に教わった中学一年生は、国民学校で「教育勅語」による徹底した「皇民教育」を受けた世代なのである。文部省は軍国主義教育の申し子に、平和憲法の三原理を強調し、いつか改定するときにきたとしても、前文の精神と違う改定は許されないと教えたのである。

しかしほどなくこの国の指導者は、一貫してかつての敵国米軍に追従してきた。この変わり身の早さは何にたとえられようか。：一九五〇年六月、朝鮮戦争が始まると、日本占領の最高司令官マッカーサー元帥は七月八日、吉田首相宛書簡で「国家警察予備隊七万五〇〇〇人、海上保安庁八〇〇〇人の増員」を指令した。これに応じて八月十日、警察予備隊令を公布、即日施行している。五二年十月には保安隊に改称し、五四年七月、防衛庁を設置して自衛隊（陸上・海上・航空）を発足させた。憲法の平和条項を完全に無視した再軍備の始まりである。

野党の国会での追及に対して吉田首相は、再軍備ではない、戦車というからおかしいのだ、戦車ではない特車だ、フリゲート艦ではないフリゲート船だと答弁する姿が、当時ニュース映画にでていた。その後とも政府による憲法の空洞化は進み、「専守防衛」さえ捨て、「集団的自衛権」の行使まで公言している。報道によれば自衛隊員の中にも「専守防衛」を信じて入隊したのに、と疑問を持つ隊員もいるという。この矛盾は日米安保条約のもと、全国七五%の米軍基

地を持つ沖縄県にもつとも顕著に現れている。今のままでいけば下地島空港の軍事利用も不可避ということになりかねない。

米軍全面占領下の一九六五年三月、琉球立法院は「憲法記念日 五月三日 日本国憲法の施行を記念し、沖縄への適用を期する」と全会一致で決議、県民の祝祭日にした。平良幸市ら十一人の発議者を代表して登壇した古堅実吉議員（人民党）は「憲法記念日を設け、憲法のおが沖縄への適用を期して戦うことは、二十年にわたるアメリカの支配を打ち破り、祖国復帰をかちとる道に通ずる」と説明している（「立法院行政法務委員会議録」二二一号より）。当時の本土＝沖縄の連帯した統一行動「ベトナム侵略反対、安保廃棄、沖縄の即時・無条件・全面返還」に通底していよう。

「憲法九条の碑」建立は、「十五年戦争・沖縄戦」等の歴史的教訓から導きだされたと考えている。資金カンパなど大方のご賛同をお呼びかけする次第である（事務局・七三―三八四〇・三浦方）。

（「宮古毎日新聞」二〇〇七・五・一一）

〈九条の碑〉除幕式あいさつ

明治維新によって近代統一国家に生まれ変わった日本国は、欧米列強に追いつくために、「殖産興業」と「富国強兵」を二大是として帝国主義国家への道を歩んできました。その結果、戦争につぐ戦争に明け暮れたと言っても過言ではありません。とりわけ、一九三一（昭和六）年の「満州事変」に始まり、日中戦争から太平洋戦争に至る「十五年戦争」では、日本国民のおよそ三百十万人、アジア・太平洋諸国の人々およそ二千万人が犠牲になったと言われております。

この筆舌に尽くし難い痛苦の反省から、一九四六年十一月、「国民

主権」「人権の尊重」「戦争の放棄と恒久平和」を明文化した日本国憲法を制定、翌四七年五月施行されました。このように戦争放棄・戦力不保持を内外に鮮明にした平和憲法が施行されて、本年は六十一年の節目の年であります。その間、日本は何処の国とも戦争をせず、戦争で人を殺すことも殺させることもありませんでした。しかし、憲法遵守を義務づけられているはずの歴代内閣は、日米安保条約を最優先して事あるごとに平和憲法の空洞化を図り、再び戦争する国へ転換しようとしているかのようです。

近年は、イラクへの自衛隊派遣、「集団的自衛権」の見直し、教科書検定で「沖縄戦」における集団自決への軍閥与記述の見直しなど、憂慮すべき事柄が続出しています。全国の七五%の米軍基地が置かれた沖縄県からは、日米政府のその真意がよく見えると云っても過言ではありません。

奇しくも今日六月二十三日は、先の太平洋戦争最後の激戦、一般県民を巻き込んだ「沖縄戦」の組織的戦闘の終結した日でもありません。宮古は地上戦こそなかったものの連日米英軍の無差別爆撃にさらされ、そのうえ、海・空の輸送路を絶たれて、食糧や医薬品の補給もなく、飢えとマラリアの猛威で多くの尊い命が失われました。宮古に展開した将兵の犠牲者は二五六九人といわれています。摩文仁の「平和の礎」に刻銘された宮古出身者は三四三一人です。時期や場所等から両者を同列に見るわけにはいきませんが、戦争で多くの命が失われたことに変わりはありません。再び戦争による犠牲者を出さないためにも、国の交戦権を否定し、世界平和の規範といわれる日本国憲法を人類の宝として守っていく決意を新たにしております。

本日「憲法九条の碑」の除幕式にあたり、全国六千余の「九条の

会」とともに、全世界の平和を希求する人々と連帯して、宮古から全国へ、全世界へ戦争につながるあらゆる策動を否定し、国際紛争は平和憲法の精神に則って話し合いで解決するよう提唱するものです。

最後になりましたが、この「九条の碑」建立のために、物心両面からご支援下さいました多くの皆様方に心から感謝申し上げますとともに、世界の恒久平和のために貢献することを祈念して、あいさついたします。(二〇〇七・六・一二)

15・4・28から5・15への回想

沖縄県祖国復帰協議会(「復帰協」)に結集した沖縄県民の、一九六〇年代の壮大な祖国復帰運動は、年を追うて国内はもとより、アジア・アフリカ・ラテンアメリカ諸国と連帯して展開された。こうして七二年五月、「施政権」は返還されたが、全国の七五%を占めるという諸悪の根源たる米軍基地は居すわりつづけている。

(1) 変わらぬ沖縄

「復帰協」最大の目標は、「日本国憲法の下へ」復帰することであった。「主席公選」「自治権拡大」「米軍(人)の犯罪糾弾」など、県民の生命と暮らし、権利に関わる当面のさまざまな課題に即応しながら、事あるごとに抗議集会が取りくまれてきた。

しかし、「復帰」そのものの実態はきわめて不本意な姿であり、当日は那覇と東京で同時開催の政府主催の記念式典には「復帰協」は関与せず、那覇・宮古・八重山の三会場で「自衛隊配備反対、軍用地契約拒否、基地撤去、安保廃棄、『沖縄処分』抗議、佐藤内閣打倒、五・一五県民総決起大会」で応じた。

あれから四二年へた現在でも、内閣の名称を変えるだけでそのま

ま開催できそうな沖縄県の現状である。

復帰協は、六〇年四月二十八日那覇のタイムスホールで、自民党を除くすべての政党、労組、民主団体等を結集して結成された。宮古支部も同日結成である。四・二八は、八年前の五二年、沖縄県を日本から分断した米国中心の対日講和条約が発効した日である。毎年この日には当面のさまざまな課題と結合させながら、復帰行進、県民総決起大会等が開かれている。

早くも同年五月には、ミサイル・メースB持ち込み反対、六月来県したアイゼンハワー米大統領への抗議デモである。十二月の国連総会は「植民地諸国、諸人民に対する独立許容に関する宣言」を採択しており、六二年二月、琉球立法院は同宣言を引用して全会一致「米国の沖縄支配は国連憲章違反、即時施政権を返還せよ」(二一・一決議)と決議し、日米両政府をはじめ、すべての国連加盟国へ送付している。

(2) 国際的な連帯

その三日後、来日したケネディ米国司法長官は帰国後、「日本人の沖縄への関心は想像以上に強い」と兄大統領に報告している。同月一九日には東京でも「沖縄解放集会」が開かれ、三月九日の衆院本会議は「沖縄および小笠原諸島における施政権の回復に関する決議」を全会一致で採択し、参院も十四日採択している。

同月十九日にはケネディ米大統領は「沖縄は日本本土の一部である」と表明する一方で、永久基地化をねらう沖縄新政策を発表した。六三年二月、アジア・アフリカ連帯会議は「アメリカの沖縄撤退と沖縄の日本復帰を要求する決議」を採択し、四・二八を「沖縄デー」と定めるなど、沖縄返還は国際的問題へと大きく浮上していった。

同年の四月二十八日には初めて沖縄を分断する北緯二七度線洋上で、沖縄・本土双方の代表による海上大会も開かれている。

翌六四年六月には、「主席公選要求・自治権獲得県民大会」が開かれ、六五年三月、本土では「沖縄・小笠原返還要求全国大行進」が開始された。

同年四月、ベトナム戦争抗議県民大会、八月、佐藤総理来県にさししての抗議行動、六六年一月、アジア・アフリカ・ラテンアメリカ人民連帯会議が、沖縄の日本返還を決議している。この機運はベトナム戦争反対とともに「一〇・二一」の国際反戦デーにも位置づけられ、国内各地はもとより世界各地に広がり、年々高まっていった。

このような国の内外の大小さまざまな連帯行動のなかで、「施政権」は返還されている。

(3) 小さな声でも…

七二年の「復帰」前後に来県した東京に本社をもつ報道機関の記者たちは、「なぜ復帰ではないのか」「日本の政党や総評などを信頼したら駄目だ、必ず裏切られる」と言っていた。近年は「本土との温度差」が取り沙汰される。幹部役員はふだんに総理と会食していて、報道に何ら影響はないのであろうか。不十分な報道ではいくら世論調査をしても民意は正しく反映しないであろう。

六五年初めて来県した佐藤総理は「沖縄の祖国復帰が実現しない限り、日本にとって戦後は終わっていない」と声明したが、今は「米軍基地がなくならない限り、戦後は終わらない」というのが順当であろう。否、今にもアメリカと一緒に戦争を始めかねない安倍自公内閣のもとでは、「沖縄は今も戦争中だ」と言っても過言ではなからう。

国家安全保障会議の設置、特定秘密保護法制定、集団的自衛権行使、日本軍「慰安婦」問題、総理の靖国参拝…等。辺野古への新基地建設、尖閣諸島をめぐる中国の動きや北朝鮮のミサイル実験等を口実にした宮古・八重山への陸上自衛隊の配備計画など、安倍自公内閣の基本姿勢をあらさまに示している。

劇作家の故井上ひさしは日本ペンクラブ会長当時、イラク戦争や個人情報保護法案への抗議声明など、世界の動きに敏感だ、声明をだすことに効果があるのかとの疑問に、「声明にアピール力がないのは当たり前、言葉は最初は無力です。しかしその集積という歴史自体が値打ちとっています」と答えている。

六〇年代の壮大な祖国復帰運動の渦中にいた身も、もはや八十路に入る。例え小さな声でも生ある限り相応に叫びつづけねばと己に言い聞かせている。

(「宮古郷土史研究会会報」二〇三号、二〇一四・七・一五)

16・沖縄県民の総意は新基地建設反対

十一月二十八日投・開票された沖縄県知事選挙は、日本共産党・社民党・沖縄社会大衆党推薦の伊波洋一前宜野湾市長が三十万票近く得票したが、三万票及ばず惜敗した。当選したのは自民・公明推薦の現職・仲井真弘多氏である。

知事選挙の最大の争点の一つは普天間米軍基地の移設(撤去)にもなう新規の米軍基地を造らせるか否かであった。

昨年八月、鳩山民主党代表は衆議院選挙で、普天間基地は「最低でも県外」を表明し、首相就任後も「沖縄の負担を軽減していく」と表明したが、本年五月には「県内移設」に急変し、自公によって設定された名護市辺野古への現行移設計画を承認する日米共同声明

を発表して退陣した。六月発足した菅内閣もその踏襲を表明している。

しかし沖縄県民の総意は「県内移設反対」である。本年一月、名護市長選挙は新基地建設反対の稲嶺進氏を当選させ、二月、県議会は「県内移設反対」意見書を全会一致採択、四月、九万人を結集した県民大会、九月、名護市議選挙は与党が過半数を制するなど、「新基地建設反対」はもはや県民のゆるがぬ総意である。

自公の推す現職候補は選挙直前になって、突如「県外移設を求め」と表明して、基地問題の争点はずしにかかった。国政与党の民主党は候補者を擁立せず「自由投票」である。選挙当日の共同通信による出口調査では、辺野古への移設反対が六八・九%(NHKも七五%)であったことから争点はずしは明らかである。

諸悪の根源である米軍基地は、一九四五年三月〜六月の太平洋戦争最後の激戦「沖縄戦」に引き続く米軍の全面占領下「銃剣とブルドーザー」によって強制的に接収され、拡張強化されたものである。

一九五四年〜五六年、軍用地接収に反対する「島ぐるみ」(四原則貫徹)闘争等を経て、一九六〇年四月二十八日、県民各層を網羅した沖縄県祖国復帰協議会(復帰協)が結成され、日本国憲法の下へ壮大な祖国復帰(沖縄返還)運動を展開した。その一環として主席公選など自治権拡大、ベトナム侵略戦争反対、B52爆撃機撤去、原潜「寄港」阻止等も取り組まれた。

一九六八年、主席公選、一九七〇年、国政参加選挙等を実現させ、一九七二年五月十五日、施政権返還を実現させたが、その日、復帰協は「自衛隊配備反対、軍用地契約拒否、基地撤去、安保廃棄、「沖縄処分」抗議、佐藤内閣打倒 五・一五県民総決起大会」を開いている。

米軍基地は日米安保条約にもとづいたものであり、米軍基地をなくす運動は引き続き、地域のような要求と結んだ全国的な連帯のもとに、たゆみなく前進することであろう。

(「国民学校一年生の会ニュース」46号、二〇一〇・一二・二八)

17. 「オール沖縄」の戦列で

沖縄県の宮古圏域は、県都・那覇市から南西へおよそ三〇〇キロ、毎日十五往復するジェット機で四〇分の距離にある。主島・宮古島を中心に八つの小離島はすべて隆起サンゴ礁の島で、地表を流れる川もない。もっとも高い所でも一三メートル、全体としても一〇メートル以下の平坦な島々で、総面積は全島のほぼ十分の一である。戦中の人口五万二〇〇〇人余。

先の大戦では三つの軍用飛行場(滑走路六本)を中心に、全域軍事基地化され、およそ三万の陸海軍将兵が展開していた。沖縄本島と周辺離島の正規軍は合わせておよそ八万人、大本営が如何に宮古を重視していたかを明示しよう。「沖縄戦」では米軍の上陸こそなかったものの、連日の米・英軍の猛爆撃で、市街地をはじめ、集落の大方は焦土と化した。台湾の基地から「沖縄戦」に向かって飛んでくる特攻機の中継基地ゆえの被災である。

日本に制海権も制空権もなく、海、空の輸送路を絶たれて、武器弾薬はおろか、食料や医薬品も入らず、将兵の死者二五六九人、その九割近くは飢えとマラリアによる犠牲である。民間の犠牲者も同数でいどとみなされている(「平和の礎」刻銘者数三四三八人)。

政府は奄美以南の南西諸島の「防衛の空白」地帯の解消を口実に、宮古に七〇〇〇八〇〇人規模の陸上自衛隊配備を計画し、用地取得に動いている。地対空(艦)ミサイル配備、実戦射撃訓練場、着上

陸訓練場、弾薬庫、通信施設などの配置が公表されている。これに対して、新たな基地建設は認めないという翁長県政を支える「オール沖縄」の立場から、「止めよう『自衛隊配備』宮古郡民の会」が結成されて、反対運動が展開されている。

一九六〇年代の壮大な「祖国復帰(沖縄返還)」運動以来、六月〜八月には、無数の戦争遺跡をはじめ、一九七二年「復帰」以後、平和運動の過程で建立された「憲法九条の碑」、「高澤義人歌碑」(「補充兵われも飢えつつ餓死兵の骸焼きし宮古よ八月は地獄」)、日本軍慰安婦を悼む「アリランの碑」などを巡る「平和学習」も取りくまれている。

(「国民学校一年生の会ニュース」70号、二〇一七・一・一〇)

18. 「戦後沖縄・歴史認識アピール」に対する賛同者メッセージ

「戦後沖縄・歴史認識アピール」に、心から全面賛同します。

「オール沖縄」県民の意志はきわめて明快です。2014年のすべての関係する選挙で、「普天間の米軍基地を閉鎖・撤去し、辺野古に最新鋭基地を造らさない」と公約した候補者がすべて圧勝しているからです。

1945年3月〜6月、3か月に及んだ「沖縄戦」では、県民4人に1人が亡くなっています。宮古圏域から沖縄本島の地上戦に召集、動員され、また師範学校や中等学校(男・女)に在学中の生徒も動員され、その多くが命を失っています。送り出した宮古圏域は地上戦こそなかったものの、米・英軍の連日の無差別猛爆撃で、中心市街地をはじめ、大方の集落は焦土と化しています。

先の大戦では他府県も米軍の連日の猛爆撃にさらされてはいますが、逃げ場のない小さな島の中での地上戦による惨状を同列にみる

のは如何がなものでしょうか。

「友軍」とよばれた同胞の軍隊から、先祖伝来の日常語たる方言使用をスパイ扱いされ、あるいは防空壕から追い出されて戦火の中に放り出され、命を失ったのが沖縄県民です。沖縄を占領した米軍は、日本本土侵攻のため軍事基地を強化・拡大しています。さらには戦後も収容所に県民を隔離したまま、軍事基地の一層の拡大・強化をはかっています。1950年代には「銃剣とブルドーザー」で県民を追い出し、住居も耕作地まで強奪して、現在のアジア最大の軍事基地へ拡大・強化しています。

翁長県知事が機会あるごとに主張しているように、沖縄県（民）が自ら米軍に軍事基地を提供したことは一度もないのです。

1960年代に入って、沖縄県民の「日本国憲法」の下への「祖国復帰」運動は、国際的連帯のもと壮大な運動へと発展していきました。しかし1972年5月、長年の悲願である「祖国復帰（沖縄返還）」が実現したとき、沖縄県民は「自衛隊反対、軍用地契約拒否、安保廃棄、『沖縄処分』抗議、佐藤内閣打倒5・15県民総決起大会」を開催して抗議しました。それは「施政権」のみの返還であり、諸悪の根源たる米軍基地はそのまま居すわりつづけることにしたからです。

2014年、名護市民は市長選挙、同市議選挙、沖縄県民は県知事選挙、総選挙（全4小選挙区）で、「普天間の米軍基地閉鎖・撤去、辺野古に最新鋭米軍基地を造らさない」と公約したすべての候補者を圧勝させました。

米軍基地をこれ以上造らさないという「オール沖縄」の民意は疑問の余地なく明快です。国の最高責任者たるもの、この国が民主主義の国ならば直ちに、翁長県知事はじめ「オール沖縄」の民意を尊

重して、普天間の米軍基地を即時閉鎖・撤去し、辺野古の最新鋭米軍基地の建設工事を中止すべきです。歴史研究者の「アピール」に全面賛同する思いのままに…。(二〇一六・一・七)